高校教育課 特別支援教育課 保健体育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏ま えた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染 症への対応に関する留意事項について(依頼)

このことについて、別添(写)のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

このたび、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の9都道府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年6月20日まで延長されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の5県を対象区域として、法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき期間が、同じく6月20日まで延長され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。

なお、今回の基本的対処方針の変更においては、下記に抜粋しているとおり、高等学校等について「抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施(中略)する。このため、学校及び職場等における検査の実施体制及び促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連する事項について早急に具体化を図る」等の記載が追加され、文部科学省において検査の実施体制等について検討が進められており、今後、具体的な対応について決まり次第お知らせがありますので、申し添えます。

変更後の対処方針における上記以外の学校等の取扱いに係る記載に変更はありません。

各校においては、引き続き、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底する ため、積極的な情報発信を行うなど新型コロナウイルス感染症対策を強化願います。

記

1 感染症対策の徹底

現在、各地で変異株の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症

状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な 感染症対策を講じていただくことなど、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

2 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等 不十分な対策による感染拡大の事案が発生すれば、他の地域や学校等の部活動や 大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

このことも踏まえ、部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す 具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただき たいこと。

3 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

4 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しく なる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸が できなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な 感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運 動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化(※)に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

※「児童生徒の体調の変化」とは、児童生徒に以下のような様子等がみられる場合を示します。

- ・呼吸が荒い。肩で息をしている。
- ・立ち止まっている。
- ・うつむいている。視点が定まらない。
- ・顔色が青白い。耳の色が正常時とは異なる。
- ・汗のかき方が正常時とは異なる。冷や汗が出ている。
- ・教職員や仲間の呼びかけに対する反応が鈍い等、普段の様子とは異なる。

5 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030528.pdf

(関連する記載の抜粋)

- 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
- (2) サーベイランス・情報収集
- ②(略)政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。このため、学校及び職場等における検査の実施体制及び促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連する事項について早急に具体化を図る。(略)

(学校の取扱いに係る記載)

- 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
- (3) まん延防止
- 7) 学校等の取扱い
- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

【事務担当】

高校教育課 課長補佐兼班長 西川 俊朗

TEL: 059-224-3002 FAX: 059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 加藤 謙司

TEL: 059-224-2961 FAX: 059-224-3023

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL: 059-224-2973 FAX: 059-224-3023